

～相談事例～

こんな時、どうするの？ もっぱら物って



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

私は排出事業者ですが、再生利用されている産業廃棄物、古紙、くず鉄、空き瓶、古繊維は、もっぱら物と言われていますが、やっぱり、廃棄物なのでしょうか。

(協会)

これらのものは、もっぱら物と呼ばれており、再生利用の目的で回収されているケースは処理業の許可が不要となります。しかしながら、もっぱら物は廃棄物であることに変わりありません。

(相談者)

では、許可を持たない業者にこれらのもっぱら物の収集運搬を委託するときに注意すべきことはありますか。

(協会)

もっぱら物の排出事業者(中間処理業者を含む)に、マニフェストの交付義務はありません(法第12条の3 第1項)が、委託契約の締結義務(政令第6条の2 第4号)があります。契約書は、法定記載項目(規則第8条の4の2)を網羅する必要がありますので、通常、「マニフェストで行う」と契約書に記載している「受託業務終了報告」を、マニフェストを交付しない場合にはどう対応するか、また、委託量等を契約書に記載する必要があります。注意してください。

(相談者)

もっぱら物について細かく「もの」を示した規定は法律に記載はないと思いますが、昭和48年通知では、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空き瓶、古繊維と記載されております。アルミ缶、窓ガラス、ガラス繊維などは、もっぱら物として取り扱って問題ありませんか。

(協会)

もっぱら物として取り扱えるかどうかについては、きちんと再生利用されているかがポイントです。金属にプラスチック類が付着しており再生利用されずに最終処分されている場合は、専ら物として取り扱うことはできません。アルミについては、再生利用の実態に照らし合わせると古銅等に含めて問題ないとおもわれ、また栃木県でも、アルミは古銅等に含まれるとの見解でした。また、ガラス繊維については、平成5年に環境省が発出した通知に専ら物に該当すると記載されておりましたが、この通知は先月の会報の長岡講師の説明の通り、取り消されており、栃木県に見解を確認したところ、ガラス繊維は専ら物の対象としない。栃木県では、通知のとおり、一升瓶やビール瓶などのガラス瓶を想定しているとの回答でした。再生利用の目的で収集されていればすべて専ら物と飛躍的な解釈もあるようですが、最終的には許可権を有する行政機関に相談することをお奨めします。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。(7月1日現在、11件契約)
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。